大森八景坂景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書

（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 八景坂では、通りの街並みやその周囲との調和及び連続性に配慮した建築物の配置とする。 |
| 記載欄 |
|  | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。 |
| 記載欄 |
| (2) 高さ・規模 | |
|  | 長大な建築物は単調さを軽減するために分節化など工夫する。 |
| 記載欄 |
| (3) 形態・意匠・色彩 | |
|  | ２階以下の低層部では、坂道の傾斜を意識した街並み形成に配慮する。隣接する建築物の軒(のき)や庇(ひさし)の位置を意識し、連続性に配慮する。また、開口部を大きくとり、通りに対して開かれた設えとする。 |
| 記載欄 |
|  | ２階以下の低層部では、ヒューマンスケールを感じる空間づくりに配慮する。 |
| 記載欄 |
| ３階以上の中高層部は、圧迫感の軽減に配慮する。（明るい色彩の採用、壁面後退等） |
| 記載欄 |
|  | 屋根・屋上に屋外広告物を設置しないように配慮する。  その他の広告物についても形態や設置位置について周辺景観との調和や一体性等に配慮する。  また、表示内容については、景観を妨げないよう配慮する。 |  |
| 記載欄 |
|  | 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 |  |
| 記載欄 |
| 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。  記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 坂や階段に面する建築物は、建築物のファサードを地形や階高の段差を意識し、大森らしい地形が  感じられるように工夫する。 |  |
| 記載欄 |
|  | 交差点に面する建築物は、交差点に対して建築物の顔をつくるように配慮する。 |  |
|  | 記載欄 |  |
|  | 天祖神社や天祖神社脇の階段に接する建築物は、神社の緑を意識し、階段沿いの賑わいに寄与する  ように配慮する。また、階段を意識して出入り口や開口部の設置を工夫する。 |  |
|  | 記載欄 |  |
|  | 色彩は色彩基準に適合するとともに、周囲の建築物や緑との調和を図る。 |  |
|  | 記載例 |  |
| (4) 公開空地・外構・緑化 | |  |
|  | 坂や階段に面する敷地では、擁壁はなるべく石垣等とし、圧迫感のない高さに抑える。 |  |
| 記載欄 |
| 緑の量や質の向上に努め、街並みに緑が連続するよう工夫する。 |
| 記載欄 |
|  | 西口広場等に面する場合は、商店街として連続した賑わいづくりを行いながら多様な街並みづくりにつなげるように配慮する。 |  |
| 記載欄 |
| 緑化にあたっては、周辺景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育に配慮する。 |
| 記載欄 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |